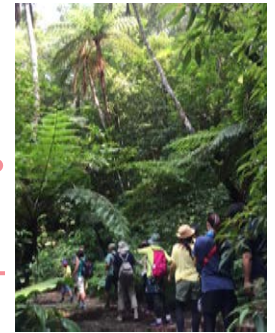




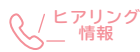
- 10

[鹿児島県 奄美大島] 観光ネットワーク奄美
産・官・民の協力で作る
野生生物観光の地域ルールとその実践

! 注目ポイント

- ・奄美大島エコツアーガイド連絡協議会による自主ルールに基づき、安全管理や環境配慮が図られたツアーの実施
- ・奄美大島利用適正化連絡会議は原生林金作原での自然環境保全のために利用ルール(試行)を設け、ガイド同伴での入場とし、入場車数を制限
- ・事業者独自の自主ルールで、ナイトツアーは1日1台(6名)までとし、希少固有種が多い両生類・爬虫類のロードキル防止に注意を払って実施

👟 取り組みの背景と概要



- ・奄美大島は、島固有の生き物が生息し、その自然と向き合った独特の文化が見られます。自然と文化の独自性や美しい海、亜熱帯の環境などが多くの観光客を惹きつけ、この数年で観光客は急増してきました。
- ・地元出身者が大半を占める奄美大島の観光業者、野生生物ガイドを中心に奄美大島エコツアーガイド連絡協議会が結成され、固有の自然や文化を保全し、自然観光資源の適正かつ持続的な利用を図るために自主ルールを定めています。
- ・金作原原生林では、観光客の立ち入りをガイド同伴とし、同時入場車は10台までとした試行運用を行なっています。
- ・また、アマミノクロウサギ、ケナガネズミだけでなく、オットンガエルなど固有の夜行性両生類、爬虫類も多いことから、交通事故死の発生を回避するために、ナイトツアーが集中する三太郎林道でも環境省主導のもと利用制限の試行が始まっています。
- ・観光ネットワーク奄美は、島の変化を見届けてきた20年以上のガイド経験を持つスタッフから構成され、早くからナイトツアーによる固有の両生類、爬虫類のロードキルを回避する運行を行なってきました。現在、ワゴン車1日1台(6名まで)の自主ルールで実施しています。
- ・ツアーでは島固有の生態系、固有種への配慮だけでなく、危険生物への注意と対処についても伝えています。

📍 地域の情報

奄美大島は奄美群島国立公園に指定されています。亜熱帯植物ヒカゲヘゴなどが自生する金作原(きんさくばる)原生林があります。島には固有種のアマミノクロウサギ、アマミハナサキガエル、ヒャン、ルリカケスなどが生息しています。

🔍 代表的なコンテンツ [2021年2月現在]

- ・金作原探索コース(3時間 大人4,000円)
- ・夜の野生生物観察コース(3時間 大人8,000円)など

✅ 奄美大島エコツアーガイド
連絡協議会による自主ルール

協議会では、奄美群島に暮らす人、訪れる人など多くの方が楽しく自然と共存した持続可能な島々にするために動植物の保護、外来種対策、島の文化/生活、正しい情報提供、安全管理など幅広くルールを定めています。
(詳細は、下記関連URL参照)

✅ 過剰利用防止のための
ナイトツアー実証実験

野生動物や自然環境へ配慮しながらナイトツアーをより安心して楽しむための利用ルールを検討するため、環境省によるナイトツアー実証実験が行われました。2021年2月現在、事業者や住民とともにルール整備を進めています。基本的に自動車での案内となることから、安全な運行方法、観察時の配慮などを示しています。
(ルールの詳細は、下記関連URL参照)

➡ 団体などの詳細はこちら

【観光ネットワーク奄美】 <https://www.amami.com/>

【奄美大島エコツアーガイド連絡協議会】 <https://amamiguide.jimdofree.com/>

【金作原の利用ルール】 <https://www.pref.kagoshima.jp/ad13/kurashi-kankyo/kankyo/amami/kinsakubaru.html>

【ナイトツアーの実証実験】 http://kyushu.env.go.jp/okinawa/pre_2020/post_130.html

【鳥取県 日南市】 BUSHIDO

インバウンド旅行者向けツアーで天然記念物オオサンショウウオの保全を推進

オオサンショウウオ科は世界に3種のみであり、そのどれもが希少です。その生息は、西日本、中国およびアメリカ東部に限定されています。

BUSHIDOのリチャード・ピアス(Richard Pearce)氏は、日本を訪れる外国人を対象としたエコツアーを開発しました。このツアーでは、オオサンショウウオ研究の第一人者と共にフィールドに足を運び、日本人でさえめったに出会うことのない生き物を間近で見学する機会を提供します。それは、参加者にとって貴重な学習体験となるだけでなく、重要な研究を進めるための仕組みにもなっています。ピアス氏にお話を伺いました。

「私はさまざまな国で研究者、ネイチャーガイド、サファリガイドとして働いた経験があり、日本へのインバウンド旅行者の誘致について政府機関に助言する機会がありました。その関係を通じて、日本ハンザキ研究所の岡田純(すみお)博士に会いました。

オオサンショウウオは法律で保護されており、訪問者は岡田博士などの資格のある研究者と一緒にないと間近で見ることができません。これは、ツアーのメリットであり、参加者を惹きつけるものだと感じました。

多くの参加者は、絶滅の危機に瀕しているオオサンショウウオを救いたいと思っています。ツアー料金には、地域の

環境保全活動への寄付が含まれています。参加者は重要なデータの収集に参加します。この作業中、私はそれぞれのやり取りを見守り、厳格な保護ルールが遵守されていることを確認します。

このツアーを宣伝するために、まず英語のウェブサイトを開設しました。その後、ツアーに関する科学界での口コミが重要になってきました。また、Tシャツをいくつか作成し、ソーシャルメディアで宣伝しました。そして、ツアー情報を宣伝してくれるイギリスの旅行代理店にも連絡しました。

重要なのは、このツアーが岡田博士に研究資金を提供し、私たちもツアーを通して研究に直接関わることです。岡田博士による重要な研究成果の多くは、博士の自己資金で行われており、そのことにまず驚かされました。日本は他の先進国に比べて研究資金の調達に問題を抱えています。ツアーに参加することは、岡田博士の研究を支援できるだけでなく、参加者の励みになり、希望を与えています。

現在、野生生物保全は、日本社会において比較的優先度が低いと感じています。私たちは将来、教育プログラムを通じてそれを改善したいと思っています。」(ピアス氏)

.....
【BUSHIDO】 <https://www.bushidojapan.com/salamander>

【北海道 札幌市】 円山動物公園 / EnVision環境保全事務所

インバウンド旅行者にも評価される動物園展示を目指して ～科学的知見で地域へ誘う～

国内では全国的に生息しているニホンジカですが、EnVision環境保全事務所ではインバウンド旅行者をターゲットとして、動物園展示と生息地との連携で、野生動物保全につながるコンテンツ作りを進めています。EnVision環境保全事務所にお話を伺いました。

「世界的に見て、日本の動物園展示は、普及教育や研究面で良いところが少ないです。アジアでは台北やシンガポールにある動物園の展示レベルが高く、日本は見劣りします。海外の良質な動物園を知っているインバウンド旅行者にも評価を得る動物園展示は、これから課題となってきそうです。そこで、北海道における野生動物、自然学習の拠点である円山動物園と協力して、科学的裏付けのある動物園展示と野生動物保全を試行することにしました。

計画当初は、アメリカの野生動物学会とのコラボを考え、元学会長が来日して、一緒に展示を考える計画もありましたが、コロナ禍の広がりによって来日が実現しませんでした。

対象動物となったエゾシカ(ニホンジカ)は、アジア圏では、絶滅危惧種(補足:台湾などでは絶滅。IUCNレッドリストLC)であり珍しい動物です。欧米では、日本と同じように増えすぎたシカ類の問題が多発しています。

そこでエゾシカは、インバウンド旅行者向けのコンテンツになると考えました。

根室市にある塩性湿地に生息するエゾシカにGPS首輪を装着し、15分間隔で位置データを記録しました。蓄積データを基に塩性湿地でのシカの暮らしを紹介する展示を作成中です。根室市や道内のエゾシカ観察地を紹介することで、インバウンド旅行者の訪問、観光につなげられると考えています。具体的にはビジターセンターや観光協会などを紹介する流れになるでしょう。

日本の動物園展示の課題は、福祉と教育以外にも多言語展示、多言語ガイドに乏しいことです。また、北海道では、多言語の観光ガイドの制度も整備されていません。

これまで多くの事業で、観光振興が前に出すぎて、野生生物への影響を心配するケースがありました。今回の取り組みは、科学的正当性と動物園がもつ、各地の団体、個人とのネットワークを強化し、活かすために進めています。」

(EnVision環境保全事務所)

.....
【円山動物園】 <https://www.city.sapporo.jp/zoo/>
【EnVision環境保全事務所】 <http://www.env.gr.jp/>

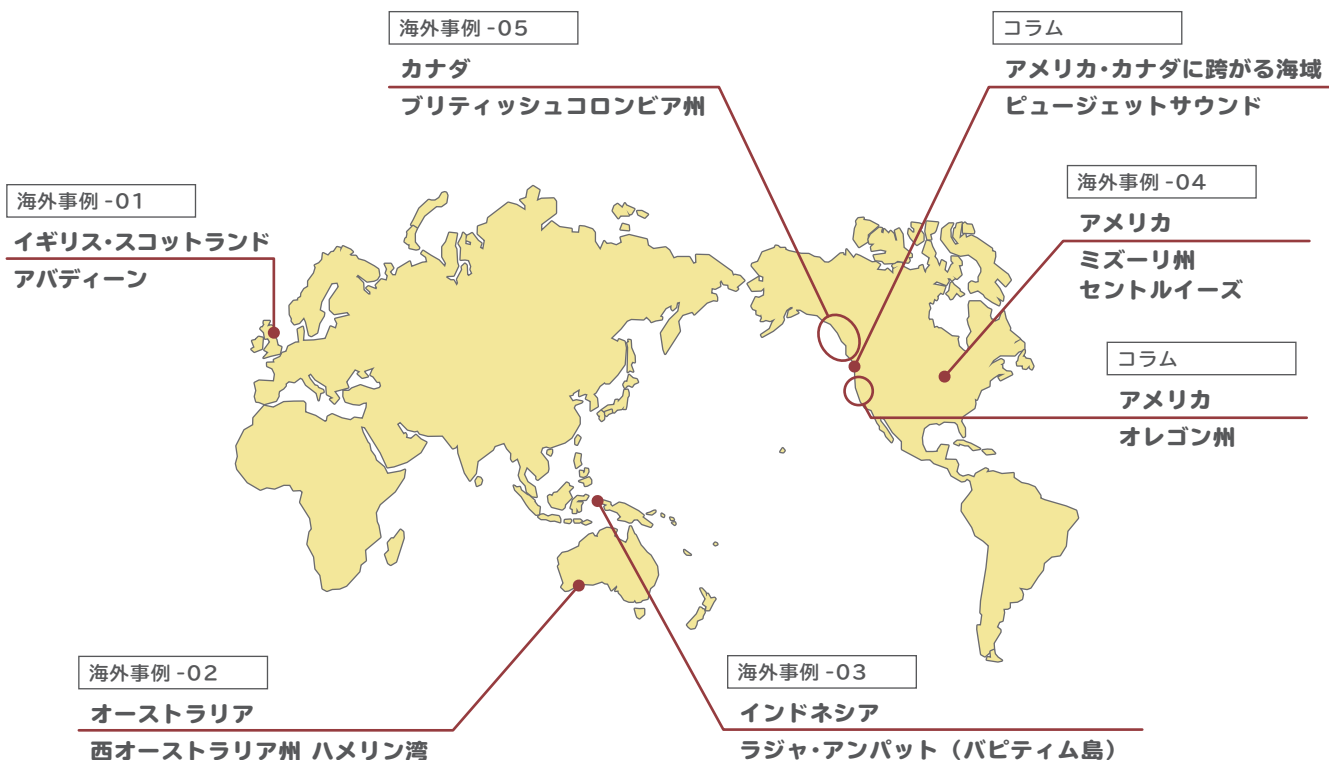
海外事例

海外事例にみる野生生物観光への意識

自然環境、野生生物の保全と観光の調和を考え、ツアーコンテンツを発展させていく上で、海外の取り組みから学べることはたくさんあります。野生生物観光の先進地と言われる国々では、行政による制度設計だけでなく、民間の組織や個人が主体となって成功と失敗を繰り返しながら、自然環境と野生生物を守り、地域経済を発展させてきました。それは自主的な規制やルールの設定に見ることができま

す。日本は2003年の観光立国宣言を契機に、これまで主に文化の魅力を発信してきました。その国土は南北3000kmにおよび、多様な地形や気候を有する島国であり、独自の進化を遂げた動植物に溢れています。日本でしか出会えない野生生物、そして彼らがいる風景もまた、世界に発信できる日本の大きな魅力です。そして、インバウンド旅行者が求めるのは、安心して野生生物と出会える環境、野生生物との適切な距離を保つ、餌付けはしないなどの野生生物の生態への影響を極力少なくするための配慮です。

ここでは、野生生物の保護や自然環境の保全をベースに、野生生物観光と地域の発展の両立を進めた海外の事例を通して、野生生物観光に求められる視点や方策の一端をお伝えします。





- 01 [イギリス・スコットランド アバディーン] The Royal Society for the Protection of Birds (RSPB) 観察はイルカに優しく陸上から ~海の生態系とその保全を学ぶ~

！ 注目ポイント

- ・陸地からのイルカ観察により影響をゼロに
- ・常駐しているガイドによる丁寧な解説
- ・学校への出前授業や博物館と連携した屋内アクティビティによる深い学びの提供

📄 取り組みの背景と概要

- ・スコットランドのアバディーンでは毎年、春から秋にかけてディー川の河口に集まるサケを追ってバンドウイルカが集まり、その姿を間近で観察することができます。この河口はスコットランド周辺海域に生息するバンドウイルカの重要な採餌場所であると同時に、街の主産業の一つでもある油田開発関連の大型船舶や漁船などが頻りに往来する港の入り口でもあります。
- ・このような人間活動による海の利用は今後も増加すると予想されています。市民の憩いの場であり、海の豊かさの象徴であるイルカが集まるスコットランドの海。この恵みを保ち、持続可能な海の利用を図るには、海洋生態系とその保全の重要性について市民の理解を深めることが不可欠です。
- ・NGOであるRSPBは2013年より、バンドウイルカや海洋生物の観察会、出前授業などを行うことで、市民や観光客が海洋生態系について正しく理解する機会を提供し、将来的な海洋生態系の保全活動に繋がる土台を築くための普及啓発活動を行っています。

*バンドウイルカ (英名: bottlenose dolphins)

イギリスの周辺海域に広く生息し、国内法(the Wildlife and Countryside Act)によって保護されています。スコットランド海域に生息するバンドウイルカの個体数や生態調査は、NatureScotが主体となり大学機関などと共同して行なっています。



【NatureScot レポート】
<https://www.nature.scot/naturescot-research-report-1021-site-condition-monitoring-bottlenose-dolphins-within-moray-firth>

🔍 ツアーの目的と代表的なツアー

■ バンドウイルカの陸上観察

- ・バンドウイルカが観察できる高台の丘にテントを設営して、普及啓発を目的にRSPBのスタッフが常駐し、訪れた人へ生き物の解説やNGOの活動を紹介します。

■ 海の生き物観察会

- ・ガイドスタッフが同行して短いコースを歩き、ゲームなどを通して観察できた生き物の生態や海との繋がりを理解し、観察方法を学ぶ。

■ 出前授業

- ・小学校から大学までを対象にRSPBのスタッフが、スコットランドで観察できる海洋生物の生息数や食性などの生態について授業を実施。

■ 博物館と連携した取り組み

- ・市立博物館ではイルカチームのスタッフが海の生き物について学ぶ講座を実施。野外観察と連携することで、より深い学びの場を提供。

⚖️ 資金調達の方法

- ・一連の観察会やイベントの資金は、アバディーン市とWDC(Whale and Dolphin onservation)とのパートナーシップにより運営され、宝くじ助成金(the National Lottery Heritage Fund)やスコットランドの助成金(Scottish Power Foundation)も得ています。
- ・企業から機材の補助
Viking Optics社から観察機材(双眼鏡)の提供を受けたことで、活動資金の大幅な節約につながり、提供企業は有名なNGOの観察会を通して自社製品が一般消費者に紹介される機会を得ています。
- ・RSPBオリジナルのピンバッジ販売
観察会や出前授業時だけでなく、カフェやパブなどRSPBの応援企業でも販売され、活動収益となっています。イギリスに生息する生き物が形取られており、種類が豊富で気軽に購入することができます(1個1ポンド=約140円)。

➡️ 団体などの詳細はこちら

【団体ウェブサイト】

<https://www.rspb.org.uk/get-involved/activities/dolphinwatch/>



- 02

【オーストラリア 西オーストラリア州 ハメルン湾】 Hamelin Bay Holiday Park (海洋公園) 餌付けを止めて自然なエイの観察観光へシフト

！ 注目ポイント

- ・観光客による餌付けにより、エイが人やボートに接近するようになり、行動が変化したことが契機となり、餌付けによらない観察観光の取り組みを開始
- ・科学者が積極的に調査結果を地域にフィードバック
- ・法律による保護の網から外れても、自主ルールで保全

✓ オーストラリアの海洋観光のルール

- ・西オーストラリア州政府当局 (the Department of Biodiversity, Conservation and Attractions (BCA)) による商業事業のライセンス制度があります。ライセンスにはTクラスとEクラスがあり、Tクラスは、オペレーターの数に制限がありません。Eクラスは、「許認可制限しなければならない環境、管理、安全の理由」がある場合に発行されます。
- ・現在、エイの観光事業は特定の免許を必要としない一方で、他の観光事業、例えば、ジンベイザメの旅行業者は、Eクラスの免許が必要とされています。

▶▶ 団体などの詳細はこちら

【参考文献】

<https://www.tandfonline.com/doi/abs/10.1080/10941665.2018.1541186>

【西オーストラリア州政府当局 (BCA)】

<https://parks.dpaw.wa.gov.au/know/types-licences>

📄 取り組みの背景と概要

- ・採餌するエイが間近で見られることで有名な西オーストラリアのハメルン湾のビーチは多くの観光客や地元住民が訪れる海洋公園です。このビーチにやってくる3種類のエイは通常、砂の中にいる甲殻類などを食べていますが、かつて、エイを観察する際に行われていた餌付けによって人やボートに近寄るようになりました。さらに、オーストラリアにはエイを観光産業から保護する法律がなく、海洋公園のレクリエーションゾーンであるこのビーチは、船の運航やマリンスポーツへの規制もありませんでした。このようにエイとその生息地の保全は難しい状況にあったのです。
- ・そこで、野生動物観光の研究者らは調査結果を積極的に公開し、レクリエーションフィッシングにより通称スタンピーと呼ばれるエイ (barbless stingray) が相当数捕獲されていることを報告しました。それを受け、地元住民600名以上の署名が集まり、オーストラリア水産省は、2012年にエイを釣りの対象外とし、このハメルン湾一帯をエイのサンクチュアリとすることとしました。現在では、看板に自主ルールを掲載して、餌付けの自粛や個体に触れないよう注意喚起がなされています。
- ・今後の課題として、観察による個体への影響調査や訪れる人が理解を深めるためにエイの生態や餌付けによる影響を記した解説看板の設置と普及啓発の必要性が指摘されています。さらに、司法行政を含めた条例やルールの設定による保全とツアーの両立が求められています。

Column

～ 海外ではすでに当たり前 ～ 自然と生き物に最大限配慮した観光ツアー

野生生物を観察するツアーは、対象となる生き物に十分に配慮していても、少なからず影響を与えてしまうのが現実です。しかし、このまま野生生物観光の需要だけが加速していった場合、その貴重な観光資源である野生生物そのものがいなくなってしまう危険性はほらんでいます。このような背景を受けて、海外の観光ツアーを紹介・販売するウェブサイトでは、自然や生き物に配慮した旅行商品だけを扱う方向への変化がみられます。

世界的にも有名な旅行口コミサイト、トリップアドバイザーは、自社のホームページに立ち上げたアニマルウェルフェア(動物福祉)ポータルの中で、今後トリップアドバイザーが紹介する動物を対象としたツアーは、自社が掲げる「動物福祉ポリシー」に合致したもののみを掲載すると宣言しました。

他にも、主に自然や動物を対象としたツアーを販売しているレスポンシブルトラベルでは、自社で販売するツアーにおいて独自の配慮や観察時のガイドラインを設け、その内容をホームページに掲載しています。さらに、UNEP (国連環境計画) やthe World Responsible Tourism Awardsの審査員などを務めたMatt alpole博士をアドバイザーとして迎え、野生動物の観察方法や注意点について指導を受けるなど、より影響の少ない野生生物ツアーを組み立てることに力を注いでいます。

【トリップアドバイザー (Tripadvisor)】

<https://www.tripadvisor.com/blog/animal-welfare-policy/>

【レスポンシブルトラベル (Responsible Travel)】

<https://www.responsibletravel.com/holidays/wildlife/travel-guide/guidelines-for-wildlife-watching>



- 03 [インドネシア ラジャ・アンパット(バピティム島)] Misool Eco Resort ダイビングエコロッジから始まる海の再生と雇用の創出

！ 注目ポイント

- ・サメやウミガメなどに対する過剰な漁により失われかけた海の生き物に注目
- ・適切な管理手法を進め、民間主導で海洋保護区を拡大
- ・観光と地域振興(雇用の創出)の両立を達成
- ・独自の資金調達で安定的な保全活動を確保

📖 エコロッジの設立の目的と経緯

- ・かつてこの地域はサメやウミガメなどを対象とした過剰な漁により、海の生物多様性の危機が指摘されていました。地域行政と複数の海外NGOにより、この海域の緊急的な保全の必要性が指摘され、2006年に海洋保護区に指定されました。
- ・同時期にロッジの開設者二人がこの島を訪れ、その際にヒレが切り落とされたサメの死体が辺り一面に漂っている光景を見て衝撃を受けました。そして、この島にダイビング観光による海の保全を目的としたミズールエコリゾートの設立を決心し、2008年にはダイビングツアーの拠点となる、40名のゲストを迎えられる宿泊施設が完成しました。
- ・二人は公的な保護区の設立に先立ち、2005年に独自に地域コミュニティと425km²の海域をリース契約し、ミズール海洋保護区(Misool Marine Reserve)として、すべての生き物の採取禁止区域(No take zone)を設置しました。2010年には2回目のリース契約を交わし、海洋保護区は1220km²まで拡大されました。また、Manta ray research programでは1000個体以上のマンタの識別調査を行い、行政の政策に結果を提供しています。

🌐 地域との連携

- ・地域連携の一環として、再生木材やリサイクル資源を利用し現地の伝統的な建築様式のロッジを建設。ロッジで提供する食事は地元食材を使用するなど、地域資源の活用、地産地消に取り組んでいます。
- ・ゲスト向けに開催している料理教室では地元ハーブの調理方法を学ぶなど、地域の食文化の普及啓発も行なっています。

* 1万インドネシアルピア(IDR)=75円換算

🔭 代表的なツアー

- ダイビング
 - ・シングルダイブ(80万IDR(約6,000円))
- シュノーケリング
 - ・シングルシュノーケリング(35.5万IDR(約2,660円))
- 宿泊
 - ・1人7日間(3,660万IDR(約27万5,000円))

🌿 保全の取り組み

- ダイビングツアー

ダイビングツアーの前には、必ずガイドによる注意事項のレクチャーを実施しています。以下はその一部です。

 - ・‘no-touch’ポリシーの徹底や保護区内での生き物の採捕を禁止(貝、サンゴ、ウニ含む)。
 - ・‘Pygmy Protection’ポリシーでは夜間ダイビング中のライト利用を制限し、タツノオトシゴへの影響を軽減。
 - ・‘reef-safe’ポリシーにより、サンゴに影響しない日焼け止めのみ使用可能。
- 雇用の創出

かつてサメやウミガメの密漁に携わっていた地元漁師を、海洋保護区内の密漁パトロールやウミガメの保護活動を行なうレンジャーとして15名を雇用し、密漁に関与する人々を減らすことにつながっています。ロッジで働くスタッフのほとんどが周辺地域の住民で、ロッジの設立により165名の雇用が地域に生まれました。

💰 資金調達

1年間有効な海洋保護区の入場料として外国人100万IDR(約7,500円)、インドネシア人5万IDR(約380円)を徴収しています。また、持続可能な観光業とサンゴ礁の保全を目的としたミズール基金を設立し、政府に頼ることなく海洋保護区の管理を行なっています。

👉 団体などの詳細はこちら

【団体ウェブサイト】 <https://www.misool.info/>
 【参考文献】 UNWTO(2020) Misool eco loge. Sustainable Development of Wildlife Tourism in Asia and the Pacific Good Practices and their Implications. 61-65.



- 04 [アメリカ ミズーリ州 セントルイーズ] The World Bird Sanctuary(NGO) 野鳥保護施設による「傷病鳥」から学ぶ自然環境の治療

！ 注目ポイント

- ・猛禽類の治療・教育・保全の3つの柱とした活動
- ・傷病鳥を用いたレクチャーなど、寄付に繋がる工夫をこらした取り組みで施設の運営資金を確保
- ・専門スキルを活かして絶滅の危機にあったハヤブサとメンフクロウの野生復帰に貢献

👣 取り組みの経緯と概要

- ・野鳥保護センターで傷ついた野鳥(猛禽類)を治療し、野生復帰のリハビリトレーニングの後、生息地にかえす取り組みを行なっています。センターは、1977年に開設され、1.2km²の敷地に200個体以上の野鳥が保護されており、専門の獣医師とトレーナーによって野生復帰のための治療を受けています。
- ・傷病鳥となった環境要因の根本解決である環境治療も含めた「治療、教育、保全」の3つの柱となる活動を通して、様々な環境にすむ野鳥とその生息地の将来にわたる保全を目指し、ひいては自然界全体の正常な生態系の回復を活動のミッションとしています。
- ・保護された猛禽類は、傷病の原因となっている様々な問題を普及啓発する役割を担っており、センターは野生鳥類の学習施設としても機能しています。

🍃 保全の取り組み

- ・終生飼養となった個体は鷹匠トレーニングを受け、傷病となった原因や種の生態などの紹介に起用されます。バードショーや動物園、学校、野球の試合会場などがその活躍の舞台で、普及啓発の一役を担っています。
- ・ミズーリ州のレッドリストで希少種に指定されていたメンフクロウの繁殖に成功し、繁殖個体の放鳥と保護個体とを合わせて1000個体以上の野生復帰を実現しました。生息数が増えたことで2008年には希少種の指定が解除されました。
- ・DDTなどの影響で100年近く野生繁殖が確認されず絶滅寸前だったハヤブサの繁殖に1991年に初めて成功し、現在では生息地に再導入した8ペアがセントルイーズ内で繁殖しています。ミズーリ州政府との連携で、リアルタイムカメラにより繁殖の様子が捉えられ、その映像が公開されています。

🔭 教育面を重視した代表的なイベント

- センターの見学(無料)
 - ・夜間や日中など種にあわせた野鳥観察会(無料)
- フクロウのバードショー&生息地散策ツアー
 - ・10人を上限とし、2つのグループに分けるなど野鳥への負担軽減に努めている
 - 大人20US\$: 約2,180円
 - 子供15US\$: 約1,635円
- 傷病個体を用いた解説や捕食の様子を紹介するトークイベント(無料)
 - この他にも数多くのイベントを実施

*1 アメリカドル(US\$) = 109円換算

💰 資金調達、寄付、クラウドファンディングなど

- ・センターの運営資金は、寄付やグッズ販売、有料イベントの開催、クラウドファンディングなど様々な方法を取り入れています。
- ・クラウドファンディングによる支援の呼びかけはFacebookを活用しています。
- ・支援者がFacebook上で自身の誕生日祝いとしてプレゼントではなく「寄付」を募り、全額をセンターに贈るイベント型寄付もあります。

✂️ 教育・ボランティア活動の場の提供

- ・対象の年齢に合わせて構成されたトークイベント(各20分~1時間)は、子供たちが段階的に学びを深められるように工夫されています。
- ・インターンシップやボランティアの受け入れは、実際の治療や収容されている個体の飼養を通して、より専門的に学ぶ場を提供しています。
- *ジュニアボランティア制度(13才以上)
- *インターンシップ(18才以上)

*傷病鳥となる要因

傷病となる要因は様々です。主なものとして、車両との衝突、窓ガラスや電線への衝突、有刺鉄線や釣り糸が絡まることによる怪我、ペットから受けた怪我、化学薬品などによる中毒、狩猟による怪我や弾丸から流出する鉛による中毒、ウイルス感染など、そのほとんどが私たちの日々の生活に由来しています。

👉 団体などの詳細はこちら

【団体ウェブサイト】

<https://www.worldbirdsanctuary.org/>

- 05

[カナダ ブリティッシュコロンビア州] Great Bear Tourism / Comercial Bear Viewing Association (CBVA) ～ハイログマ(グリズリーベア)の棲む森で～ 環境に配慮した安心感とともに非日常の体験を提供

！ 注目ポイント

- ・ツアー会社が集まって団体を設立し、ガイド認定プログラムを開発し、統一ルールで観察圧の軽減を図る
- ・高額なツアー価格に値するロングステイ型の非日常体験を提供
- ・参加者から徴収した保全費用を生息数調査(別団体実施)に活用

📖 取り組みの経緯

- ・カナダのブリティッシュコロンビア州はハイログマの生息密度が高く、高確率で観察できる世界有数の生息地として有名です。そのため、複数のツアーガイド会社によりハイログマの観察ツアーが行われており、観察ツアーの持続可能な運営と生息地の保全に関するコンセンサスを得ることが重要な課題でした。そこで、複数あるツアー会社から24社が集まり、協会(Comercial Bear Viewing Association: CBVA[※])を設立しました。CBVAのウェブサイト上では観察ツアーに参加する際には、その影響に十分に配慮しているツアー会社を選ぶよう呼びかけています。さらにCBVA設立の目標の一つとして挙げられていた、ハイログマのトロフィーハンティング廃絶は、2018年にブリティッシュコロンビア州が全面禁止措置を発表し達成されました。
- ・ツアー例として、CBVAの会長が運営するグレート・ベア・ロッジが提供するツアーでは主にハイログマを観察し、その生態や森の中での役割などについて生態学者であるガイドから詳しく解説を聞くことができます。
- ・ウェブサイトでは、ハイログマ以外にも観察できる生き物を、その遭遇頻度とともに紹介しています。

※CBVA

最新研究により観察技術と手法の改善に努め、ガイド認定プログラムを開発。業界の発展進化だけでなく、人とクマの共存に関わる研究に資金を提供しています。

👉 団体などの詳細はこちら

【団体ウェブサイト】

<https://greatbeartours.com/great-bear-rainforest/>

【CBVA】 <http://www.bearviewing.ca/>

🔭 代表的なツアー

川岸に浮かぶ水上ロッジへのアクセスは、セスナ機のみとなるため運賃はツアー価格に含まれます。

■ 観察ツアーは2種類あります。

- ・ツアー①: 小さなボートを利用するリバークルーズ
- ・ツアー②: 川沿いの観察デッキや林内のトレッキングコースを散策

■ 宿泊プランも2種類です。

- ・プラン①: 4泊(ツアー①: 3泊がロッジ)
- ・プラン②: 7泊(ツアー①②統合)

	4泊	7泊
[価格:CAD]		
春 (5/7~6/29)	3305 (約28.4万円)	5890 (約50.6万円)
夏 (6/30~8/19)	2750 (約23.7万円)	4765 (約40.9万円)
秋 (8/20~10/19)	4730 (約40.7万円)	8735 (約75.1万円)

🌿 保全の取り組み

- ・参加者からツアー費用とは別に「BC Conservation License(保全金)」として追加料金を徴収し、集まった資金はCBVAが生息数調査などの保全活動に資する目的に活用します。この保全金を導入する前は、ツアー価格に上乗せとなることに不安を覚える事業者の声もありました。しかし、参加者はむしろ自身が保全活動に貢献できることに喜び、2019年には11,400CAD(約98万円)が集まりました。
- ・保全金は、観光客と住民一律で日帰り客が10CAD(約860円)、宿泊客が25CAD(約2,150円)です。

* ロッジ運営における自然への配慮

- ・施設にはグリーンエナジーを導入し、ロッジの建設にはリサイクル可能な素材を利用しています。
- ・野生動物の誘引トラブルを避けるため、利用者には香水や匂いのする化粧品の使用、カメラのフラッシュ利用の自粛を依頼しています。

*1カナダドル(CAD)=86円換算

野生生物観光の関係法令とその活用

野生生物観光は、地域が守りともに生きてきた生き物や自然の魅力を旅行者に伝えられるだけでなく、観光を通じた消費活動や受け入れ環境整備などを通じて、地域づくりにもつながる取り組みです。観光の対象とする生き物とその生育・生息地を守ることは、大切な自然環境を守ることだけにとどまらず、事業の原資でもあり、持続的な事業展開にも欠かせません。ここでは関係法令が活用いただけるよう概要をご紹介します。

■自然や生き物の情報を知りたい

地域で活動する研究者や専門家、大学・博物館などの研究機関、地域のビジターセンターや保全団体などと連携することは、野生生物の生態や生息地について情報を得たり、適切な保全活動の方法を検討することの一助となります。

また環境省では、概ね5年ごとに森林や草地といった植生、動植物の生息・生育分布、干潟や藻場といった環境の“場”の広がり具合などの自然環境に関する全国的な調査(自然環境保全基礎調査)や各生態系の状態の把握に必要な生物情報などを長期間継続的に調査する「モニタリングサイト1000」などを実施しています。これらの調査結果の多くは、生物多様性センター(<https://www.biodic.go.jp>)のウェブサイトで閲覧・ダウンロードが可能であり、地域の自然情報を得ることができます。

■コンテンツの対象とする生き物や自然を守りながら観光に活用したい、接し方や取り扱いを知りたい

野生生物観光では、生き物の生態把握のための調査や保全のための取り組みなどを、そこでしか体験出来ないユニークなコンテンツとして活用することもできます。

絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律(種の保存法)

絶滅のおそれのある種を希少野生動植物種(希少種)として指定し、希少種とその生息地を守るための法律です。国内に生息する希少種については、捕獲や譲渡などの原則禁止などを定めています。希少種の観察や地域における保全活動の体験などが旅行の付加価値を高められる可能性があると同時に、生息地情報がみだりにSNSなどで拡散されることのないような対策も必要になります。

種の保存法以外にも都道府県や市町村の条例により希少な種が指定されている場合もあります。また、文化財保護法により特別天然記念物や天然記念物として保護されている種もあります。

鳥獣保護管理法

日本に生息する鳥獣(鳥類及び哺乳類)の捕獲規制や狩猟に関するルール・仕組みを定めています。また、狩猟による捕獲が禁止される「鳥獣保護区」の指定や鳥獣の保護のため捕獲方法に規制を設ける地区の指定方法なども定めています。

鳥獣の捕獲に伴う危険の予防、生物多様性の確保、農林水産業の健全な発展のため、鳥獣の「保護」と「管理」を目的とした制度であり、狩猟や農林業被害、ジビエなどを題材にしたコンテンツに係る法令です。

外来生物法

国内に侵入している外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすものを特定外来生物に指定して対策を講じるための法律です。指定種の生きた状態での飼育、保管、運搬、譲渡などは原則禁止されています。指定種を扱う活動に関する法令で、駆除した植物は枯死させた上で運搬する必要があるなど、指定種の取扱いには注意が必要です。

■コンテンツを展開するための組織や仕組みをつくりたい

エコツーリズム推進法

協議会を設置し、地域でエコツーリズムを推進する体制や計画について協議して全体構想を作成し、市町村から国に申請します。認定されると国が広報などの支援を行います。また自然観光資源を「特定自然観光資源」として指定することで、保全措置を講じることができます。地域内で連携して野生生物観光を進める際に活用が考えられる法律の一つです。

■保護された場所で野生生物を対象としたツアーを実施したい

自然環境を守る法律は、対象地(所在地)や目的、用途などにより異なります。法律の目的や規制内容を理解することで、自然環境に配慮したツアーの実施につながるとともに、守られた地域で実施することが旅行者に特別感をもたらすことで、ツアーの付加価値向上にもなり得ます。

法律に基づく保護地域などにおける行為

自然公園法に基づく国立公園や国定公園などの特別保護地区や特別地域、自然環境保全法の各種保全地域、国有林野の保護林制度による森林生態系保護地域、文化財保護法による文化財、都市緑地法による特別緑地保全地区などに指定された場所では、行為の制限があります。

コンテンツの作成やツアー展開を行う際には、実施しようとする場所の指定状況や規制内容を確認し、事前に必要な手続きを行い、適正な利用をすることが必要です。

ツアーを通じて、旅行者の理解や意識向上を図りながら満足度を上げていくことで、保全と利用のサイクルが回ることが期待されます。



環境省
自然環境局野生生物課
発行：2021年3月

